中国の外資導入による 鉱物資源探査の回顧と展望

北京事務所 金属代表 osame@jogmec.cn

納

篤

中国政府の改革・開放政策や政府機関の機構改革の進展に伴い、閉ざされていた鉱物資源の探査・開発に関する資金導入が徐々に浸透してきた。民間(国有企業を含む)の資金導入、すなわち銀行や市場から資金調達するという国際的な探査・開発資金の調達手法が、中国企業(民間企業及び国有企業)にも徐々に進められるようになってきた。一方、外国資本も中国政府の税制等の優遇策などに誘われ、2004年には探鉱開発案件が急増している。しかし、中国政府が社会主義市場経済化を推し進める以前までは、鉱物資源探査は政府機関である旧地質鉱産部、旧冶金工業部、旧有色金属工業総公司が国家予算の中から支出し、その成果は国営企業に移管され開発が行われてきた。すなわち、全て国の予算で探鉱及び開発、操業まで一貫して実施されてきたわけである。しかし、改革・開放から25年が経つ現在、鉱物資源探査、開発に係わる主人公は徐々に民間資本や外資へと変化してきた。本稿では、これまで収集した情報を基に、外資導入による鉱物資源探査の経緯、政府の政策、外資による探査の変遷、現状認識、今後の課題等について言及し、また今後の動向を展望する。

1. これまでの鉱物資源探査の経緯

中国の鉱物資源の探査・開発は、1979年に 始まった改革・開放政策実施以前については、 中国政府からその役割を与えられた国家機関、 すなわち旧国家地質鉱産部(現国土資源部) 旧冶金工業部及び国務院直属の特殊な政府機関 である旧国家有色金属工業総公司(国家有色金 属局を経て、現中国有色金属工業協会)に与え られ、一部の中小零細企業によるもの以外は、 民間からの資金導入による探査、開発は行われ 得なかった。また、海外からの合作事業 (ODA 等の国際協力事業)による探査プロジェクト等 はあったが、その成果はやはり国営企業が開発 にあたり、国内外の民間企業は参入できなかっ た。従って、民間資金による探査・開発は鉱業 分野における対外開放の最も重要な懸案事項で あった。1980年代の中期に外資を含めた民間に よる資金導入による探査の模索を始めてから、 現在まで既に 20 年近くが経過しており、民間 資金導入による探査・開発はかなりの進展を見 せている。特に2004年は中国の鉱物資源の需 要急増により、外資による探鉱投資は急増して いる。

中国、特に中西部地域における鉱物資源の潜在的賦存の可能性については、ここ数年来、国

内外の鉱物資源探査企業や投資家の注目を集め るところとなり、中国の鉱物資源ポテンシャル と巨大市場は、魅力あるものとなってきた。中 国政府は、海外の技術と資本を積極的に受け入 れるとする「二種の資源、二つの市場」(注)という 対外開放政策を押し進め、鉱業の対外開放を大 きく前進させてきた。石油、天然ガスに関して は、最も早くから外資導入を図ってきた分野で あり、1978年から国内企業と海外の石油会社と 共同で探査・開発が認められ、1980年にはフラ ンスと日本が最初のパートナーとなってプロジ ェクトを共同で推進した。一方、非鉄金属鉱物 資源のような固体鉱物については、1990年代に 入ってから海外の鉱業企業がリスク探査を開始 し、現在では外資との合弁等による探査はかな りの進展を見せているが、現在に至るまでには 紆余曲折があった。

(注)二種の資源とは国内と海外の資源、二つの市場とは国内市場と海外市場の意。

2. 外資に対する中国政府の対応

外資による探査、開発が具体的な政府支援として表面化してきたのは、1996年の「鉱産資源法」の施行が最初である。「鉱産資源法」は、探鉱権、採掘権を財産権として法律的に保護し、

国際慣行に基づいた取り扱いを受けることを保証している。ただ、対象が限定されており、低品位・難処理金鉱石に対する探査、開発の許可(合弁)と、経済活動が遅れている西部地域の金を対象としたリスク探査、採掘についてのみ外資単独でも許可が与えられる限定的なものであった。また、非鉄金属についてはっきりと明言されなかったことは、中途半端と言わざるを得ないものであった。

一方、1995年から中国政府は「外商投資方向 指導規定」及び「外商投資産業指導目録」なるも のを定期的に発布することで、外資の鉱物資 源の探査、開発を奨励するとともに、承認、 制限、禁止等の規則を明確化し、外資による 探鉱開発の対象を広げていった。その思想は 国内で不足している鉱種の探査、開発を積極 的に誘導し、国内で十分賄える鉱種の探査、 開発への外資を制限し、ウランのような放射 性鉱物の探査、開発への外資の参加は禁止す るというものである。

具体的な事業面では、外資が国有企業と手を 組み、中西部地域及び既存鉱山の周辺における 探査、開発を促進させ、外資の持つ先進技術と 管理運営方法の採用により、鉱物資源の回収率 の向上、総合利用率の向上、生態系保護等の向 上を図ることを奨励している。また、鉱山技術 の開発を奨励すると共に、併せて鉱物資源の加 工製品を輸出することも奨励している。

地域面では、中西部地域及びその他の経済発展 に遅れのある地域への外資を歓迎しており、国内 の保護地区と既に十分鉱物資源の価値を有する鉱 区については、外資の探査、開発を制限している。 具体的に規定している内容を以下に示す。

(1) 探査、開発における外資の参入

中国政府が外資参入を奨励する鉱物資源探査、開発の対象鉱種は、石油、天然ガス、石炭ガス、鉄、マンガン、カドミウム、銅、鉛、亜鉛、金、銀、ニッケル、コバルト、カリウム塩、ダイヤモンド、硫化鉄、硼素、燐などの国内で消費が賄えないもの。

中国政府が外資を規制する鉱物資源探査、開発の対象鉱種は、タングステン、錫、アンチモン、プラチナ、ビスマス、希土類、蛍石、マグネサイトなどの国内で過剰な生産状況に

あるもの。

ウラン鉱物は、中国政府が商業目的の鉱物資 源探査、開発を禁止している。

(2)鉱業プロジェクトにおける外資の参入 中国政府が外資奨励する鉱業プロジェクト

- ・銅、鉛、亜鉛鉱山の採掘(但し独資は禁止)
- ・アルミニウム鉱山の採掘(但し独資は禁止)
- ・辺境地及び採掘が難しい鉱床の採掘
- ・高能率、省エネルギーの選鉱設備の建設
- ・多金属共生型鉱石 (難処理鉱石)の総合利 用
- ・希土類、レアメタルの利用開発と総合利用
- ・難処理金鉱石の抽出

中国政府が外資を規制する鉱業プロジェクト

- ・タングステン、錫、アンチモン鉱山等の非 鉄金属の採掘
- ・希土類の探査、開発、選鉱、製錬及び分離 中国政府が外資を禁止する鉱業プロジェクト
- ・放射性鉱物資源の探鉱、採掘、選鉱、加工 及び製錬

(3)外資参入の対象地区

奨励地域

中西部地域と辺境地、小数民族地域及び経済 活動が遅れた地域

制限地域

- ・空港、港、国防に係わる地域
- ・重要な工業区域、大型水利事業計画地域、 都市部市政事業計画地域の規定領域内
- ・鉄道、重要道路の両側の規定距離内
- ・重要な河川とダムの両側の規定距離内
- ・指定自然保護区域内、重点観光区域、国が 保護している歴史文物と名所旧跡
- ・国が定める鉱物資源採掘不可地域
- ・中国政府が計画する鉱物資源開発区域及び 国民経済に重要な価値をもたらす鉱区

一方、中国国土資源報等の現地業界紙によると、鉱物資源の探査、開発に係わる行政機関である中国国土資源部は、商業性鉱物資源探査を加速させる政策を打ち出している。国土資源部の葉冬松副部長が2004年6月16日に開催した第1回探鉱者年度会議での講演で、「商業化を目的とした鉱物資源探査を加速させ、国内の鉱

物資源探査の対外開放を加速させ、中国国内の 資源需給のアンバランス状態を解消改善させ る」と表明している。

その理由として、現在、中国鉱物資源の需給 バランスが崩れ、エネルギー資源、銅、ニッケ ルといった鉱物資源が供給不足となっているた め、健全な経済発展が阻害されている。

すなわち、経済の発展に伴い石炭、石油、天 然ガス、鉄、銅、アルミ、ニッケル、燐等の鉱 物資源に対する需要は大幅に上昇しており、国 内ではこれら鉱物資源の確認埋蔵量ではとうて い需要を満たすことは出来ないことなどを挙げ ている。しかし、国土資源部は中国の鉱物資源 については未だ大きなポテンシャルがあるとし て、これまで発見された20万か所の鉱徴地のう ち、2万か所に対し踏査を実施しており、まだ 踏査を実施していない鉱徴地についてもポテン シャルは良好であると考えている。特に西部地 区、東部地区深部と海域の地質調査の作業度に ついては相当低く、広範囲の空白地区が残って いるため、これらの地区は今後の鉱物資源探査 の重点地域となり、大きな成果を得ることが出 来るものと考えている。このようなエリアに民 間資金(特に外資)が導入され、幾つかのプロ ジェクトは鉱山として操業に至っているものも 出てきている。中国の最近の民間資本による鉱 山開発の成功例として紫金鉱業が手がけた新彊 ウイグル自治区の阿舎勒銅鉱山(2004年9月操 業開始)があるが、外資による成功例はまだ無い。

3. 外資導入による鉱物資源探査の変遷

中国の外資導入による探査は、これまでの社会主義体制ではあり得ない事象であり、鉱物資源探査の殆ど全ては旧地質鉱産部、旧冶金工業部、旧有色金属工業総公司がその役割を果たしてきた。鄧小平が唱え実行した社会主義市場経済化と朱鎔基元総理が断行した機構改革及び国営企業改革により、民間資金の導入による探査が進められるようになった。1990年代半ばから始まった外資導入による鉱物資源探査は、以下の4段階の変遷を経て現在に至っていると考えられる。

(1) 導入開拓期(1980年代中期~1996年)

中国政府が実施する対外開放政策の進展に伴い、1980年より石油、天然ガス分野では海外の

外資企業と共同で探査、開発が進められてきた が、非鉄部門では1980年代後半にようやく中 国企業との海外の鉱業企業や非鉄メジャー、ジ ュニアカンパニーが、鉱物資源探査の対中国投 資に注目し始めた。初期段階では手探りの状況 のなか、若干のリスク調査を行う程度で、これ が中国西部地域における非鉄金属のリスク探査 のブームの端緒となった。外資の第1陣は豪州 の BHP 社であった。BHP 社は世界最大の鉱業 企業の一つであるが、1987年より四川省西南冶 金地質勘査局と探査協力の覚え書きに調印し、 4年にわたるポテンシャル評価と話し合いを経 て、中央政府関係省庁(旧中国発展計画委員会、 国土資源部等)の許可のもと、中国第1号の公 認化された固体鉱物資源の合作探査会社として 四川康浜公司の設立に漕ぎ着けた。投資額は 420万豪ドルで、四川省会理の会東地区におい て鉱脈型鉛 - 亜鉛鉱の探査を行った。なお、こ れと同時期に、少数のカナダ、豪州のジュニア カンパニーが進出し始めた。例えば、カナダの Galaxy 社、Minco 社、Pacific Minerals 社、 General Mining 社、Southwestern Resources 社などが、主に中国中西部の新疆ウイグル、内 蒙古、四川、雲南などの各省と自治区において、 金を主体とした探査を行った。

国際金価格の周期的な変動の影響を受けて、1994年から1996年の間は、外国資本による探査は最初のピークを迎えるところとなった。この3年間に約50~60の海外の鉱業企業が中国に注目し、中国政府機関、地方政府機関、国有企業に何らかのコンタクトをし、投資機会を模索した活況な時期となった。

(2)衰退期(1997~1999年)

国際金価格の周期的な下落と、インドネシア「ブザン金鉱」の世紀の資源探査詐欺事件の発覚により、1997年3月下旬から世界の探査市場は急激に縮小し、探査資金の市場からの調達は極めて困難となった。これに加えて、詳細は不明であるが山東省の大尹格庄金鉱などの合弁探査に係る紛争の影響を受け、海外の非鉄メジャー、探鉱ジュニアカンパニー等の鉱業企業は、一気に中国から撤退していった。

同時に、非鉄メジャーはその探査戦略を大き く見直し、探査予算の大幅削減、探査部門の大 幅縮小を断行し、グラスルーツの探鉱は殆ど行 わないという方針を採った。中国でリスク探査 を始めて 10 年程になる BHP 社の探査部門も、 1999年についに中国から撤退して行った。当時 の非鉄メジャーの探鉱の趨勢としては、非鉄メ ジャーが探鉱ジュニアカンパニーの探鉱動向に 注目し、有望な鉱床発見があればその株式を買 収し、或いは探鉱ジュニアカンパニーへの資金 拠出による探査や資本参加をしながら開発に至 るという手法が採られるようになった。この時

期は、中国国内で探査活動をしていた外 資の多くは、撤退或いは投資環境の好転 を期待しつつ、主な探査活動を休止した 時期である。

(3)停滞期(2000~2002年)

2000年に入った頃、市場からの資金調 達が困難な状況が続くなか、少数の外資 企業、特にカナダ、豪州の探鉱ジュニア カンパニーが引き続き鉱物資源探査の対 中国投資を続けた時期である。これらの 企業は、一貫して中国における資源の潜 在的な可能性を評価しつつ、中国の鉱物 資源に係わる対外開放条件が徐々に改善 されていくことを信じ、資料収集と経験 を蓄積し続け、鉱物資源探査の投資時期 に備えていた。例えば、Southwestern Resources 社、 Pacific Minerals 社、 Minco Mining & Metals 社が、その最た るものである。非鉄メジャーも少数なが ら探査技師を現地に駐在させ、プロジェ クト発掘のための調査を行っていた。

(4)回復期(2003年~現在)

2003 年初頭に金価格が上がり始め、320US ド ル/oz から徐々に上昇し、2005年3月現在、 430 ドル/oz 前後まで上昇した。金価格の上昇 に伴い、市場からの金を対象とした探査資金の 調達も容易になると共に、中国国内企業におけ る探査自体が活発となった。金の探査は固体鉱 物資源探査の羅針盤ともいえ、同様に中国にお ける外資の活発な探査活動が戻ってきた。また、 中国経済が高度成長を続けるなか、国内市場の 鉱物資源に対する需要は極めて大きく、中国政 府としてもさらなる外資導入を誘導する施策を

実施することとなった。2003年の下半期より、 海外の鉱業会社、非鉄メジャー、ジュニアカン パニーが多数再度中国に進出し、その勢いは 1994 ~ 1995 年を超えるものがある。Metals Economics Group (MEG) データによると外資 参入が 2003 年では 22 企業であったのに対し、 2004年では47企業にもなり、探鉱資金も前年 を大幅に超える 4.5 倍となる 8,550 万ドルとなる 等、外資導入による探査が回復期に入ったこと を裏付ける結果となった(図1)(図2)。

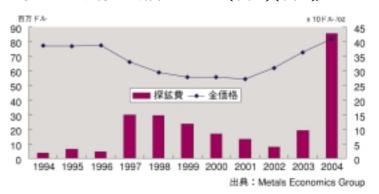


図1 探鉱費と金価格推移

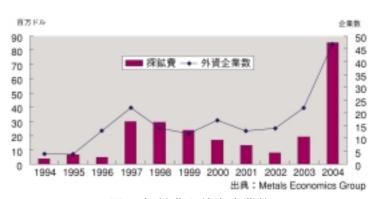


図2 探鉱費と外資企業数

4. 中国国内の探鉱の現状

安泰科によれば、2004年7月までで非鉄メジ ャーを含む鉱業企業及びジュニアカンパニー等 の中国進出は合計84社となっており、非鉄メ ジャーと言われる鉱業企業が12社、探鉱ジュ ニアカンパニーが 72 社とされている。探鉱ジ ュニアカンパニーの約80%が上場企業であり、 カナダ企業が最も多く、次いで豪州企業となっ ている。また、少数ながら南アフリカ、英国、 米国、ブラジル等の国からも鉱物資源の探査プ ロジェクトを求めて中国に進出して来ている。 また、アジアからは韓国の大韓鉱業振興公社も

爾を連ねている。外資の探鉱ターゲットの中心は金で、プロジェクトの約75%を占める(MEG資料)。外資の探鉱投資は雲南省に格段に多く集中しており、2003年末現在、雲南省において鉱物資源探査を行っている外国企業は35社、探査プロジェクトは48件にのぼり、投資額も1.7億人民元(22.1億円)に達している。雲南省は中国における外資導入による探査のホットスポットになっていると言える。雲南省で外資の探査プロジェクトが進んでいる理由は、雲南省に有望な鉱徴地が点在していることに加え、雲南省政府が鉱物資源の探査・開発を重視し、鉱業の投資環境改善に努めたことが大きな理由と言える。

最近の探鉱の成功例として、カナダの探鉱ジ ュニアカンパニーの Southwestern Resources 社は、雲南核工業 209 隊と探鉱契約を結び、 2002年から2年間で430万ドルを投資し、雲南 省東川地区で博卡金鉱を発見したとし、その報 道の内容は、坑道及びボーリングにより有望な 金鉱床が発見されたとして注目を集めている。 また、カナダのジュニアカンパニーの Minco Mining & Metals 社は 1990 年代から中国で探鉱 活動を進めてきており、1994年に現地法人 Minco Mining China 社を設立し、現在では河北 省、四川省、新疆ウイグル自治区、甘粛省、広 東省、内蒙古自治区において350鉱区を保有し、 その内5鉱区は高品位金鉱床、さらに世界規模 に相当する銀開発プロジェクト(白銀有色金属 公司と合弁) 2つのベースメタル開発プロジェ クト等を有する。特に2004年6月、中国最大 の金生産企業である中国黄金集団公司の子会社 と JV 契約を交わし、中国黄金集団公司が保有 する有望な金鉱床を手中にするなど、積極的に 探鉱、開発を推し進めている。

また、カナダの Ivanhoe 社は遼寧省で金、銀、ベースメタルの探鉱と雲南省で白金族金属の探鉱を進めており、2004 年からは雲南省の地鉱資源株式有限公司と合弁会社を設立し、雲南省東北部にある大型ポーフィリー銅鉱化地域に800万ドルをかけて調査を実施中である。

非鉄メジャーの活動の主なものとしては、 Inco 社が吉林省と雲南省でニッケルを対象と し、BHP Billiton 社は 1989 年半ば、西南冶金地 質探査局と協力して四川省会理会東地区で内蒙古自治区の地質鉱産局と共同で鉛、亜鉛を対象に探査を行ったが、現在は中国・モンゴル国境でベースメタル及び金を対象にリスク探査を行っている。WMC社は甘粛省で金川集団と共同で金川ニッケル鉱山周辺を対象に探鉱を行う覚書を結んでいる。このように、中国では、これまでにない探鉱ブームが起こっている。

Metals Economics Group の資料によると、2004年の中国の探鉱費は前年の1,900万ドルから8,550万ドル(4.5倍)へと急増しており、その内、中国国内の民族系企業(紫金鉱業、江西銅業等)の探鉱費1,190万ドルを除くと7,360万ドルが外資による探鉱費となる。いずれにしても2004年に入って以降、中国内での外資による探鉱案件が急激に増加していることは明らかである。

外資が対象としている地域、鉱種、探査の形態等は以下のとおりである。

探鉱投資対象地域

地域別にみると、外資企業の多くは西部地域 に投資している。最も多い雲南省の他に、内蒙 古自治区、新疆ウイグル自治区、甘粛省、陝西 省、青海省、及び四川省、貴州省等が、外資企 業の投資先として選定されている。東部沿海の 各省には多少の合弁探査プロジェクトがある が、中部の各省には極少数の合弁探査プロジェ クトがあるのみである(図3)。



図3 中国における外資の主な探査活動

探鉱鉱種

探鉱対象となる鉱物資源の種類別では、主な 鉱種はやはり金であるが、非鉄金属のプロジェ クトも明らかに増える傾向にある。主に銅、 鉛・亜鉛、ニッケルであるが、中には錫や銀の プロジェクトもみられる。

探査の形態

探査の形態は、独資、合弁、合作に至る投資 及び協力方法別では、より多様化する傾向にあ る。合弁の探査会社や合作の探査会社の他に、 非法人の合作方式が既に多くの中国側の協力相 手に受け入れられている。また、外資 100%の 企業も幾つか登記され、鉱物資源の探査が実施 されている。

外資探鉱コンサルタントの進出

国外の探査請負業者が中国に進出し始めた。 ボーリング会社、探査会社、探査ソフト会社が 多数中国に進出し、外資による鉱物資源探査の 労務的業務を請け負っている。Brothers 社、 Edico 社等。

5. 雲南省のケーススタディ

改革開放が進む中、いち早く全国に先駆けて 鉱業に係わる法整備を行ったのは雲南省人民政 府である。これまで鉱物資源の探査・開発に係 わる外資参入は認めていなかったが、1999年7 月 29 日に「雲南省外国企業投資鉱産資源探査採 掘条例」の施行により、「中国鉱産資源法」等の

雲南省が実施した外資による探鉱、開発の促進策は、法整備、行政サービス、鉱業の秩序維持、情報の提供サービス等を充実させることである。具体的には以下のとおり。

法規の整備

雲南省人民政府は、全国に先駆けて『雲南省の外国企業投資による鉱物資源の探査開発に係る条例』及び『雲南省の外国企業投資による鉱物資源の探査開発に係る登記管理規則』を定め施行した。

行政指導

雲南省人民政府は以下のような幾つかの国際慣例に近い行政指導を行った。即ち、

- (a)外国企業が確認した鉱物資源については、 開発権を与える。
- (b)地方の利益は、外国企業が法に依り納める税金によって確保する。
- (c)外資参画のための資格は、探査資格の有無を理由としないことで投資を奨励す
- (d) 探鉱権及び採掘権に係る審査、認可権限 を明確にし、審査、承認手順を簡素化し 外国資本が参入しやすい体制作りを図 り、外資の参入を奨励する。

鉱業の秩序維持

不法採鉱に対しては厳しい態度で臨み、不法 採鉱を早い段階で抑制する。採掘権者の権益を 守り、鉱業権の安全性を確保することにより良 好な鉱物資源投資のための探査環境を創出した。

情報の提供サービス

外資企業が要求する地質資料や情報の取得を容易にする。外国投資家に対して鉱業権情報システムや鉱業法規に係る相談に応じ、1/5万から1/100万の地質図、物理探査、化学探査の各種資料を原価で提供する。また、保護対象になっていない探査レポートを提供し、鉱産物資料の問い合わせに応じる。

或る外国の鉱業企業が雲南省を「鉱産物探査に関する投資条件が異常に有利な地区」と評しているが、雲南省の法整備や取り組みは、鉱物資源探査関連投資者にとって有利な雰囲気を作り出し、これは西部各省/自治区にとって大変説得力のある啓示であると言える。

6. 課題

外資導入による探査のための投資環境に関しては世界的にみてまだ遅れている状況にある。従って、中国における鉱物資源探査のための資金調達は、世界では一般的に市場で調達されるが、中国案件での割合は総額の1%にも満たない。中国が導入する外資のうち、鉱物資源探査に係る金額は総額の0.1%未満、中国における商業的鉱物資源探査の総投資額に占める導入外国資本の割合は総額の2%未満という状況にあるが、これには以下の5つの原因が考えられる。

法律面

- (a)鉱産資源法における「優先的に探査鉱区内の鉱産物資源の採掘権を取得する」という表現は、排他性が明確になっておらず、法律として自動的に採鉱権を取得するということが表現されていない。
- (b)鉱業権と土地使用権とを統一的にカバー する法律、規則に欠ける。

政策面

- (a)鉱業の開発に関して、金融、税収、輸出 入、環境保護、国家安全などの各方面の 政策と調和のとれた、国としての統一さ れた鉱業政策が無い。
- (b) 政策が不安定である。鉱業は簡単に対象 地区の変更が出来ないし、操業に至るま でには長期間を要し、投資額の大きい産 業であることから、政策の安定性が必要 である。
- (c)鉱業に対する課税総額が世界の主要鉱業

国より高い。

(d) 探鉱権の取得は、事実上国家国土資源部による入札が一般的であるが、探鉱権という未だハイリスクな段階で入札による手法は鉱業特性に合わず、国際慣例にも合致していない。このように探鉱権取得のハードルは高く、探査への投資が抑制されている。

行政面

- (a) 埋蔵量/資源量の計算、採鉱権の評価、 探査の技術基準など、企業及び業界団体 が決めるべき事項に対し行政権限を持っ て関与している。
- (b) 地方政府によっては規範を逸脱して、経営に参画したり、無償株を求めたりすることがある。
- (c)地方政府の許認可に関し、市、県、郷の それぞれの段階で、意思疎通が出来てい ないことが多く、探査、開発のそれぞれ の段階で多くの時間と場合によっては費 用も必要となる。

地域社会面

- (a)地域社会との関係を処理する際の規範と 根拠がない。
- (b) 乱掘により鉱業権の安全、生産の安全、 環境保護に危害が及んでいる。

地質資料の取得面

- (a) 重要な公益的資料が得られない。
- (b)提供される資料は整理されておらず、また非常に簡単なものが多い。 地方の鉱産資源探査局等の情報提供は、過去に組織で行った探鉱費に見合う額、或いは一部の提供によってしか過去の情報が得られないこともある。
- (c) 資料提供が有償。

7. 今後の展望

中国政府が進める「二種の資源、二つの市場」 という対外開放政策により、鉱業の対外開放を 大きく前進させてきた。ここに来て、国内の需 要急増に対処するため、不足する鉱物資源の開 発は国内及び海外の両輪でうまく調整しながら 調達を急ぐ必要があるとの意識が定着してき た。加えて、雲南省を筆頭に探鉱、開発へのア クセス条件を世界レベルに引き上げ、外資が参 入しやすい環境作りを急いでいる地方政府、機関が出てきつつある。西部大開発や東北3省への投資促進策などの効果も出てきており、探鉱ジュニア、メジャー企業の中国進出は2003年を境に急増し、2004年は前年の2倍以上の企業が中国各地で何らかの探鉱活動を進めている。外資の興味は当初、金中心であったが、ここ1~2年は国内で不足する銅、ニッケルといった社会基盤整備に必要な鉱物資源が探鉱のターゲットとなり、亜鉛や鉛のような従来輸出していたものまで対象となってきた。

鉱物資源探査の外部環境は、法制面、手続き面などで徐々に改善されて来ている。雲南省の手法が他の関連省/自治区でも行われるようになり、外資企業が進んで投資することがより魅力的になってきた省/自治区の増加が期待されるところである。ただ、楽観は出来ない。外資との接触が希薄な省/自治区/市/県は、必ずしも鉱業に明るいとはいえず、また法解釈についても平均的な理解が出来ないことや許認可における手続きの遅延などでは、すれ違いを起こすことは覚悟すべきかもしれない。

しかし、このような悪材料を考慮したとして も、外資による鉱物資源の探鉱は引き続き旺盛 な状況が続き、国内の鉱物資源の探鉱、開発は 外資が牽引することになるかもしれない。ただ、 探鉱開発ターゲットの大部分が金であることか ら、中国政府は今後、外資がベースメタルやニ ッケルといった中国国内に必要な鉱種を如何に 誘導できるか、次の一手を考えてくるのではな いか。未だ、外資によって生産された精鉱、或 いは地金が政府の規制なく海外に輸出できるか などの不確実な要素も残っており、さらな外 資を呼び込むことが出来るかどうかは、中国政 府の政策次第と言えそうである。

(2005.4.13)